

(別紙)

**介護老人保健施設 若葉が丘・通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
重要事項説明書**

令和6年6月1日

1. 施設の概要

1. 施設の概要

- (1) 施設名 : 介護老人保健施設 若葉が丘
- (2) 開設年月日 : 平成14年4月1日
- (3) 所在地 : 神奈川県横浜市都筑区川和町2674-1
- (4) 電話番号 : 045-948-1281
- (5) F A X : 045-948-1282
- (6) ホームページ : <http://www.e-wakaba.jp/>
- (7) 管理者名 : 中山道弘
- (8) 指定事業者番号 : 1453880036
- (9) 法人名 : 医療法人社団 若葉会
- (10) 代表者名 : 中野和嘉
- (11) 法人事業 :
 - ・つづき病院
 - ・介護老人保健施設 若葉が丘
 - ・つづき訪問看護ステーション
 - ・居宅介護支援事業所 わかば
- (12) 施設サービス :
 - ・介護老人保健施設 (入所)
 - ・(予防) 短期入所療養介護
 - ・(予防) 通所リハビリテーション
 - ・(予防) 訪問リハビリテーション

2. 事業所の目的

通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 事業所は要介護者 (介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者) の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画 (介護予防サービス計画) に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした事業所です。

3. 運営方針

通所リハビリテーションサービス (介護予防) は、要介護者のご家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただきます。理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者様の心身の機能の維持回復を図るために提供します。このサービスを提供するにあつては、ご利用者様にかかわる医師、理学療法士及び作業療法士、その他もつぱら通所リハビリテーション (介護予防) の提供にあたる従業者の協議によって作成されますが、その際、ご利用者様、ご家族様の希望を十分に取り入れる事に努めます。また、計画の内容については同意をいただくようになります。

4. 施設の職員体制

	常勤	非常勤
支援相談員	1名兼務	
理学療法士	3名兼務	1名兼務
作業療法士	3名兼務	
言語聴覚士	1名兼務	
管理栄養士	1名兼務	
看護職員	1名兼務	2名兼務
介護職員	9名兼務	2名兼務

5. 定員等

- (1) 入所定員 100名
- (2) 療養室 多床室（4人室 21室 2人室 5室）
従来型個室（1人室） 6室（うち一般棟2室・認知棟4室）
- (3) 通所定員 30名

6. サービスの内容

- (1) （予防）通所リハビリテーション計画の立案
- (2) 食事（原則として、食堂でおとりいただきます。）
 - ・昼食 12:00～13:00
 - ・おやつ 15:00～15:30
- (3) 入浴
 - ・一般浴槽の他、入浴に介助を要するご利用者様には、特別浴槽で対応します。
但し、利用者の身体状況に応じて清拭となる場合があります。
- (4) 送迎
 - ・ご自宅から施設までの送迎を行います。送迎サービスの利用は任意です。
- (5) 医学的管理・看護
 - ・血圧体温測定等利用者の全身状態の把握等や服薬管理などの健康管理を行います。
- (6) 介護
 - ・排せつ介助や食事介助を利用者の状況に応じて適切な介助を行います。
- (7) 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
 - ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等により、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復または維持するための訓練を行うとともに、生活意欲の増進を図るために、日常の生活行為を通して自立のために必要な ADL（日常生活動作）についての訓練を行います
- (8) 相談援助サービス
 - ・利用者と家族への生活支援や相談援助を行います。
- (9) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従業者の禁止行為
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。
 - ・医療行為（ただし、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為は除く）
 - ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・サービス提供外での利用者または家族への職員の個人的なお手伝いや連絡
- ・その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 営業日及び営業時間・サービス提供時間

1. 通所リハビリテーション（介護予防）の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。
 - 1) 12月30日から1月4日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。平日が祝日の場合も営業する。
 - 2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
 - 3) サービス提供時間は午前9時30分～午後3時35分までとする。

8. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関にご協力いただいております。

名称 : つづき病院
 住所 : 神奈川県横浜市都筑区川和町 2674-83
 電話 : 045-941-3380

◇ 緊急時の連絡先

緊急時の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。

名称 : 川和歯科
 住所 : 神奈川県横浜市都筑区川和町 958
 電話 : 045-932-8181

9. 施設利用にあたっての留意事項

- (1) 喫煙 館内は全館禁煙です。

10. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、下記の行為を禁止いたします。

- (1) ペットの持ち込み
- (2) 営利行為
- (3) 宗教の勧誘
- (4) 特定の政治活動
- (5) その他、良好な療養生活を送るのに妨げとなるような事項等

11. 非常災害対策

- (1) 防災設備 ・スプリンクラー ・消火器 ・消火栓
- (2) 防災訓練
- (3) 館内施設セキュリティー
- (4) 年2回 避難訓練・消化訓練・通報訓練を夜間及び昼間を想定して実施します。

12. 事故発生時の対応

- (1) 施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに保険者および関係各機関ならびにご利用者様のご家族様に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、サービスの提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地変等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につきご利用者様の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
- (3) 当施設は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入しております。

13. 秘密の保持及び個人情報の保護

1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご利用者様又はご家族様に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設はご利用者様及びご家族様から、予め同意を得た上で行うこととします。
 - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者等への情報提供、或いは、適切な在宅療養のための医療機関等への診療情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表会。
なお、この場合ご利用者様個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - ③ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

14. 要望または苦情申立先

当事業に関する苦情等の窓口

介護老人保健施設 若葉が丘

担当窓口：支援相談員

責任者： 管理者：中山 道弘

住所 〒224-0057 神奈川県横浜市都筑区川和町 2674-1

電話 045-948-1281 FAX 045-948-1282

都筑区高齢・障害支援課

住所 〒224-8790 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

電話 045-948-2306

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課

住所 〒231-0017 神奈川県横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 16階

電話 045-671-2356 FAX 045-641-3615

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

住所 〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠町 27-1

電話 045-329-3447 FAX 045-317-9959

15. 保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたりご利用者様の介護保険証、その他保険証一式を確認させていただきます。

16. 利用料金

- ① 介護サービス費等 別紙料金表をご参照ください。
- ② 日用品費
日用品リースをご利用できます。ご希望の方はお申し出ください。
詳細は別紙ご参照ください。なお、ご不明な点は相談員、事務職員等にお尋ねください。
- ③ 教養娯楽費 150円/日
レクリエーション、創作活動等で使用する折り紙・粘土等の材料等や、レクリエーション活動維持の費用であり、施設で用意する物をご利用いただく場合にお支払いいただきます。
ご希望の方はお申し出ください。

17. 第三者評価の実施状況

当施設は「介護サービス情報の公表」制度による調査を受けていますが、それ以外の第三者評価は受けておりません。

18. 感染症対策

- 1 当施設は、施設内で発生が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。
- 2 ご利用者様の使用する施設、食器その他の整備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 4 当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
 - ② 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針整備をしています。
 - ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シュミレーション）を定期的を実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います

19. 事業継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. ハラスメント対策

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する当施設の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策をおこないます。

ハラスメントに対する相談窓口：衛生管理委員会

21. 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

22. ご家族様への施設からの連絡

施設からの連絡は緊急時を除き原則、身元引受人（主介護者様）のみにご連絡を差し上げます。

23. その他

感染症の流行や、災害などにより臨時休業する事があります。